

【クビアカ】コミュニティセンター樹木伐採業務委託 仕様書

1 件名

【クビアカ】コミュニティセンター樹木伐採業務委託

2 適用

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるもののほか、「栃木県クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

～栃木県クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル～

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/seibututayousei/kubiakatuyakamikiri.html>

3 目的

本業務は、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の防除を目的としたものである。

4 履行場所

- (1) 鹿沼市 楡木町 南押原コミュニティセンター
- (2) 鹿沼市 口栗野 栗野コミュニティセンター
- (3) 鹿沼市 上永野 永野コミュニティセンター

5 履行期間

令和8年5月31日まで

6 伐採木の数量

- (1) 1本（サクラ）
- (2) 3本（サクラ）
- (3) 6本（サクラ）

※詳細は、別添資料（位置図・写真）を参照すること。

7 作業全般について

(1) 安全管理

ア 作業にあたっては、安全確保を優先し、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。また、交通や通行人等に危険のないように十分注意すること。

イ ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講ずること。

ウ 作業にあたり、施設や他の樹木等を損傷しないよう十分注意して実施すること。万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに応急措置を取り、受注者の負担で原形に復旧すること。

エ 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督職員に報告すること。

オ 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風等で道路や歩道、近隣に散乱しないように注意すること。

カ 架空線（高圧線、通信線等）の影響や急傾斜地等、作業の安全性が確保できない場合は、その後の対応について監督職員と協議すること。

(2) 一般事項

- ア 作業着手前に現地調査を入念に行い、手戻り等が生じないよう作業手順を検討すること。
- イ 関係者や関係機関との事前調整を行い、必要な手続を行うこと。

8 伐採について

- (1) 伐採する時期は、伐採対象木の状態に応じ、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 伐採する際は、必要に応じて周辺施設を養生するとともに、通行人等の安全を確保するための侵入防止策等を講ずること。
- (3) 伐採により周辺施設へ影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に監督職員と協議すること。
- (4) 伐採により周辺施設や通行人等へ損害を及ぼした場合は、すべて受注者の責任で対応すること。なお、周辺施設の破損等が生じた場合は、受注者の責任で復旧すること。

9 処分時の注意事項

- (1) 伐採木の処分については、一般廃棄物としての処分又は有価物としての処分のいずれかを事業者が選択した上で、請負代金を見積もること。
- (2) 伐採木の処分方法及び処分先については、契約締結後速やかに、監督職員に報告すること。
- (3) 伐採木は、クビアカツヤカミキリの飛散を防止するため、原則、伐採した日に処分施設まで運搬し処分すること。やむを得ずこれが困難な場合は、クビアカツヤカミキリの逸出防止措置をしたうえで管理し、速やかに処分すること。
- (4) 細い枝や木屑にクビアカツヤカミキリの幼虫が潜んでいる可能性があるため、回収のうえ処分すること。
- (5) 伐採木を運搬する際は、クビアカツヤカミキリの逸出防止措置（幼虫の落下や逃げ出し防止の観点から、トラック荷台をシートで被い、バンド等で固定する）を必ず行うこと。
- (6) 伐採木の処分は、焼却、微細チップ化（2 cm以下）、登録薬剤による燻蒸処理後の再利用等により確実にクビアカツヤカミキリの幼虫を致死させることができる施設で行うこと。
- (7) 伐採後の切り株は、クビアカツヤカミキリの幼虫が潜んでいる可能性があるため、防草シート等で覆ったうえで、シートの端を盛土等で塞ぎ、成虫が脱出できる隙間をつくらないようにすること。

10 作業管理

- (1) 受注者は、作業管理にあたり作業状況の写真撮影及び伐採木の幹周、樹高、樹種を記録すること。
- (2) 受注者は、(1)で整理したものを作業管理報告書（エクセル等の電子データを格納した記録媒体含む）として、業務完了時に発注者へ1部提出すること。
- (3) 受注者は、伐採木が適正に処分されたことを証する書類等を業務完了後5年間保管すること。
- (4) 作業状況の写真撮影にあたっては、次の表「撮影項目一覧」のとおり撮影すること。

(表) 撮影項目一覧

区分	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	備考
着手前	全景、接写	伐採木1本ごとに1箇所以上	被害状況（フラス排出等）が確認できる写真を撮影すること
作業状況写真	全景、接写（切り株の断面）	伐採木1本ごとに1箇所以上	
完成	全景、接写	伐採木1本ごとに1箇所以上	伐採完了後の養生状況等が確認できる写真を撮影すること
運搬・処分時	全景、接写	伐採木の運搬、処分時 1回以上	運搬、処分に伴う対策状況が確認できる写真を撮影すること
安全管理	各種看板類の設置状況	対象施設ごと、看板種類（作業前予告、作業中、作業後）ごとに1箇所以上	
	保安施設等（縄囲いなど）の設置状況	対象施設ごとに1箇所以上	
災害	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	発生前は付近の写真でも可
事故	事故の状況	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	

11 契約の変更について

本発注は、樹木の規模や処分量、処分方法（処分先）、作業人数、日数等について、事業者がそれぞれ見積もることを前提としているため、事業者自身があらかじめ見込んだ処分に係る費用や作業に係る費用等が結果として増減したことを理由とした請負代金の変更は行わない。ただし、履行場所で新たにクビアカツヤカミキリの被害木が発見された場合は、伐採木を追加し、請負代金及び履行期間の変更を行う可能性がある。

12 業務完了時の提出書類 ※データ提出可

- (1) 業務完了報告書（様式：市ホームページからダウンロード）
- (2) 作業管理報告書（報告様式有。任意様式可）
- (3) 作業管理写真（本仕様書10(4)のとおり）

13 その他

本仕様書に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

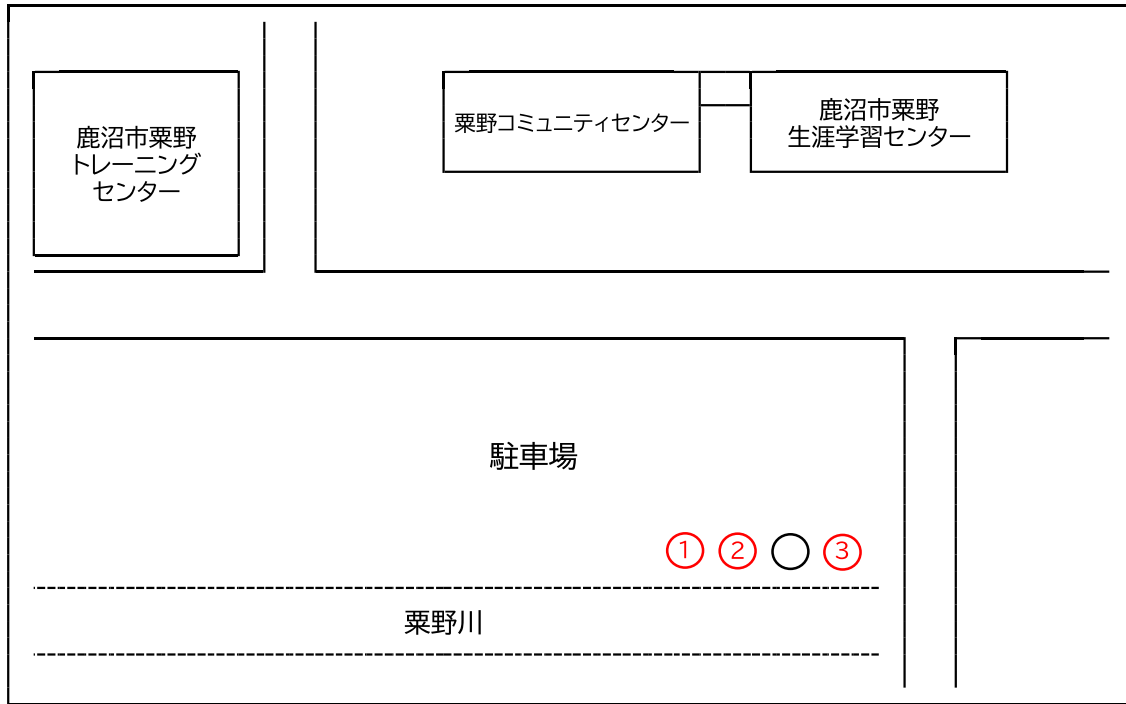
位置図・写真

(1)南押原コミュニティセンター(楡木町1080番地)



(幹周)2.30m

(2)栗野コミュニティセンター(口栗野1780番地)



(幹周)2.10m

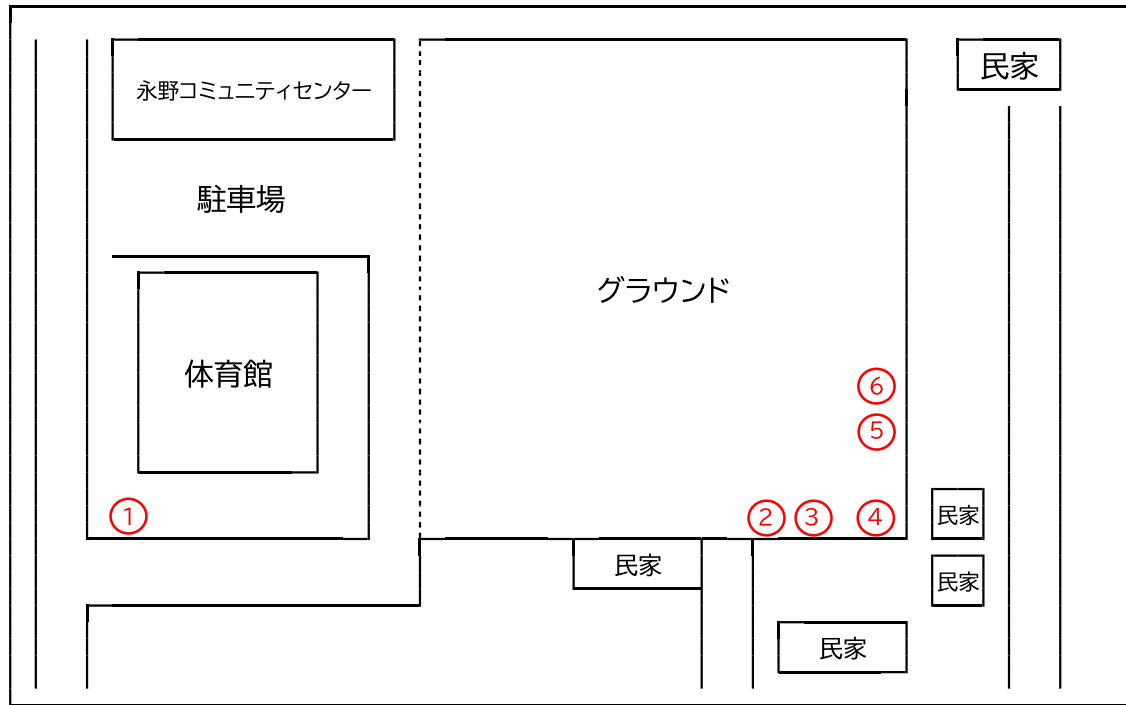


(幹周)1.60m

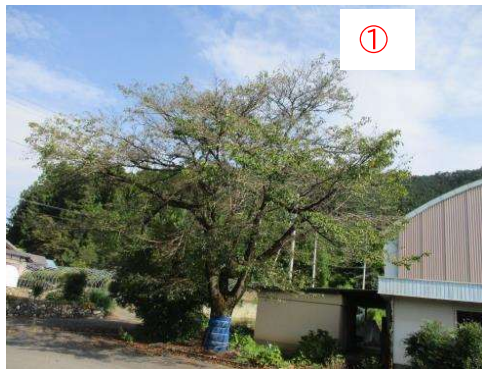


(幹周)2.25m

(3)永野コミュニティセンター(上永野770番地)



⑤ (幹周)2.10m
⑥ (幹周)2.60m



(幹周)2.70m



② (幹周) 2.90m
③ (幹周) 2.40m
④ (幹周) 2.70m